

練馬区長期計画

平成22年度(2010年度)～26年度(2014年度)

〈素案〉



平成21年(2009年)7月

練馬区

長期計画 目次

第1部 総論編

第1章 長期計画の基本的考え方

1 策定の目的	2
2 計画期間	2
3 計画の性格	2
4 計画の構成・内容	3
5 個別計画との関係	3

第2章 計画策定的前提・背景

1 練馬区の現況	4
2 人口の動向	5
3 社会の動向	7

第3章 計画を実現する仕組み

1 「区政経営の基本姿勢」に基づく計画の推進	12
2 計画と行政評価との連動	12

第2部 基本計画編

第1章 ねりま未来プロジェクト

ねりま未来プロジェクトとは	16
1 みどりプロジェクト	18
2 農プロジェクト	20
3 アニメプロジェクト	22
4 人づくりプロジェクト	24
5 地域コミュニティ活性化プロジェクト	26

第2章 施策体系と分野別重点事業

計画における分野別の政策と施策の体系	30
1 子ども分野	32
2 健康と福祉分野	34
3 区民生活と産業分野	36
4 環境とまちづくり分野	38
5 行政運営分野	40

第3章 各政策・施策の内容

1	子ども分野	42
2	健康と福祉分野	70
3	区民生活と産業分野	126
4	環境とまちづくり分野	166
5	行政運営分野	226

第3部 実施計画編

1	施策の体系および計画事業	242
2	区立施設の改修・改築	254

参考資料

練馬区新長期計画（平成18～22年度）計画事業の 平成21年度末における達成状況 [見込み]	255
---	-----

第 1 部 総論編

第1章 長期計画の基本的考え方

1 策定の目的

区では、概ね10年後の平成30年代初頭を目標年次とした「新練馬区基本構想」（以下「新基本構想」といいます）を、平成21年12月を目途に策定するよう検討を進めています。

新基本構想は、区民と区が、練馬区のめざす姿を目標として共有し、ともに手を携えて着実にこれからの練馬区を築いていくための指針であり、区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となるものです。

新基本構想素案では、概ね10年後の平成30年代初頭を目標年次としてめざしていく、練馬区のあるべき姿を下記のとおり掲げています。

練馬区のめざす10年後の姿

創造都市
人とみどりが輝く ふるさと都市を
ともに築き、未来へつないでいきます

（新基本構想素案「第1章 練馬区のめざす10年後の姿」より抜粋）

この長期計画は、新基本構想で設定する「練馬区のめざす姿」を実現する施策・事業を体系的に明らかにするために策定します。

2 計画期間

長期計画の計画期間は、新基本構想が目標年次としている平成30年代初頭までの前半5か年に当たる平成22年度（2010年度）から26年度（2014年度）までとします。

3 計画の性格

- 新基本構想の「練馬区のめざす姿」の実現に向けて、計画期間内に取り組む施策・事業を体系的に示すとともに、施策の5年後の目標を明示する計画です。
- 新基本構想において掲げる、区民の参画・協働を得ながら分野横断的に取り組む「ねりま未来プロジェクト」を具体的に示す計画です。
- 区が単独で実施する施策に限らず、区民、事業者等との協働や、国、都、他自治体との役割分担、連携により進めていく取組も含んだ計画です。

4 計画の構成・内容

この計画は、基本計画と実施計画により構成します。

(1) 基本計画

「ねりま未来プロジェクト」の主要な取組を示すとともに、「分野別の政策・施策体系」および「各施策の目標と主な取組内容」を明らかにします。

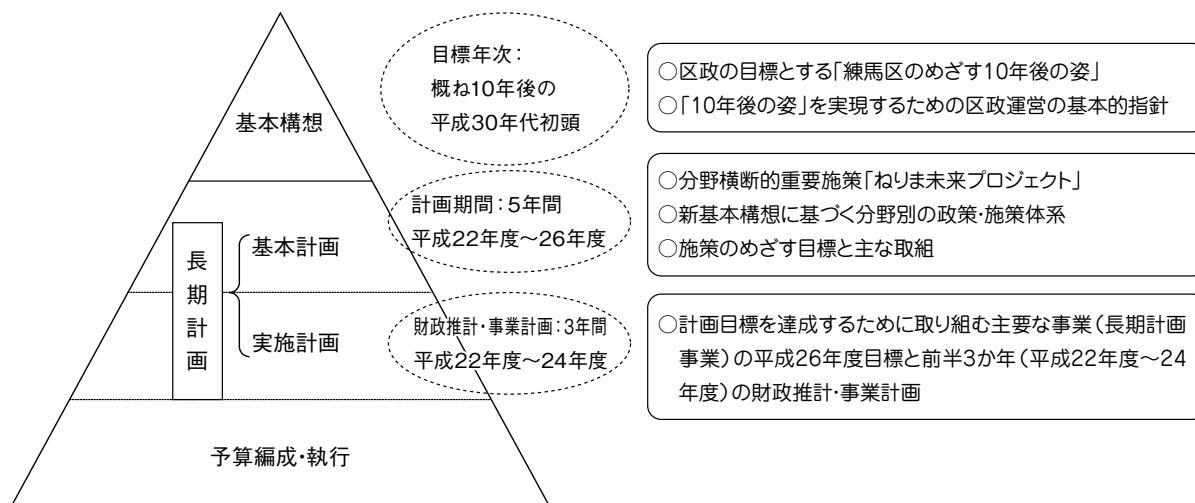
分野別の政策・施策体系においては、分野別目標—政策—施策—基本事務事業の4段階に体系化し、それぞれ目的—手段の関係となるよう整理しています。政策、施策、基本事務事業は最も関係の深い分野にそれぞれ位置付けていますが、必要に応じて他の分野とも連携を図りながら展開していきます。

(2) 実施計画

長期計画素案では、計画の目標を達成するために取り組む主要な事業（長期計画事業）について、事業のあらましと平成26年度目標を示します。計画策定の際には、計画期間の前半3か年に当たる平成22年度～24年度の財政推計と長期計画事業の事業計画についても明らかにする予定です。

※実施計画については、社会経済情勢の変化や新たなニーズに対応するため、中間に見直しを行い、平成24年度～26年度の改定計画を策定する予定です。

区の計画体系のイメージ図



5 個別計画との関係

区では、各分野において、法令等に基づくものなどさまざまな個別計画を策定しています。新基本構想および長期計画は、全ての個別計画を先導する上位計画として位置付けます。

第2章 計画策定の前提・背景

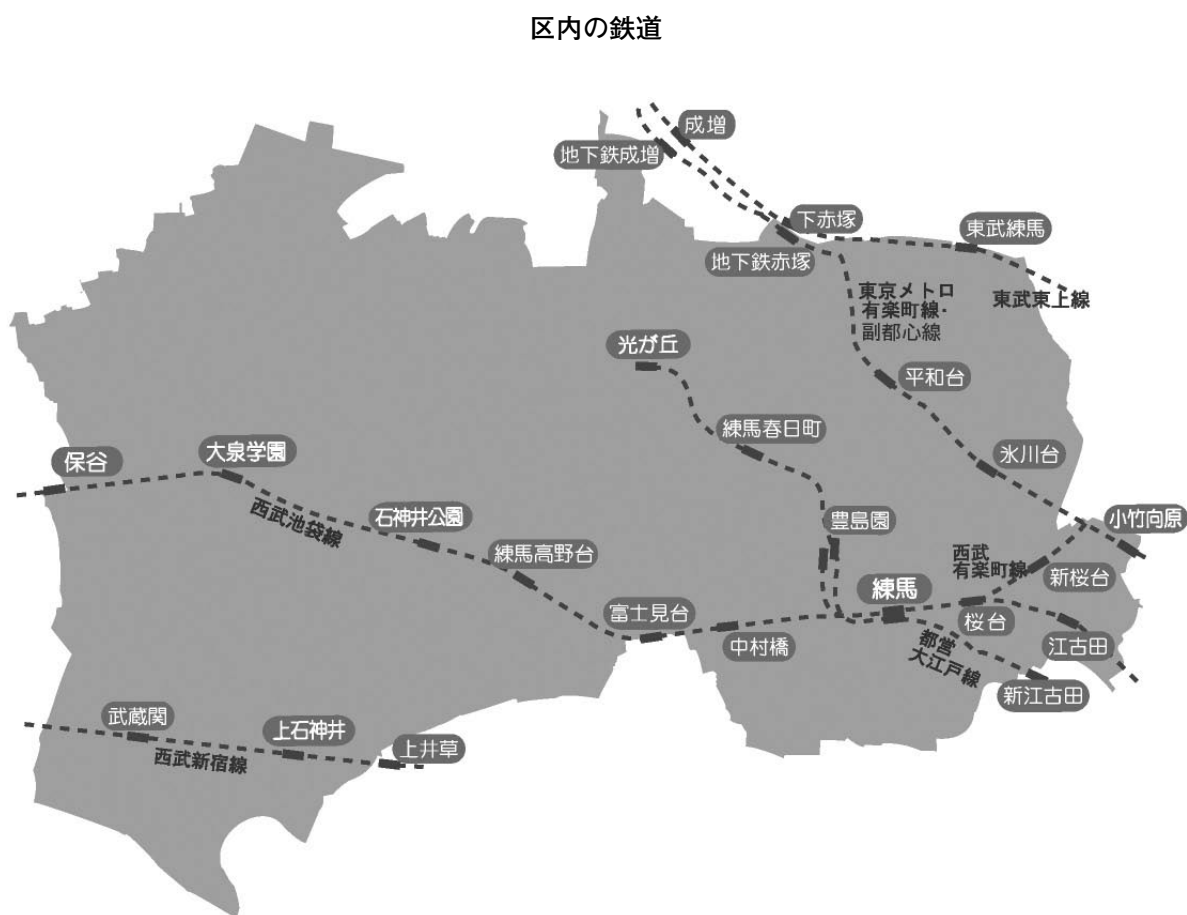
1 練馬区の現況

(1) 位置・面積・地形等

練馬区は23区の北西部に位置し、東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形で、面積は48.16km²です。23区では、大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に続いて5番目の広さです。

地盤高は西側が高く、東側へ行くにつれて低くなっていきますが、比較的高低差の少ないならかな地形をしています。

練馬区内には、西武池袋線、西武豊島線、西武新宿線、東武東上線、東京メトロ有楽町線、西武有楽町線、都営大江戸線が運行しています。平成20年6月には東京メトロ副都心線が開通し、乗り入れが開始されました。

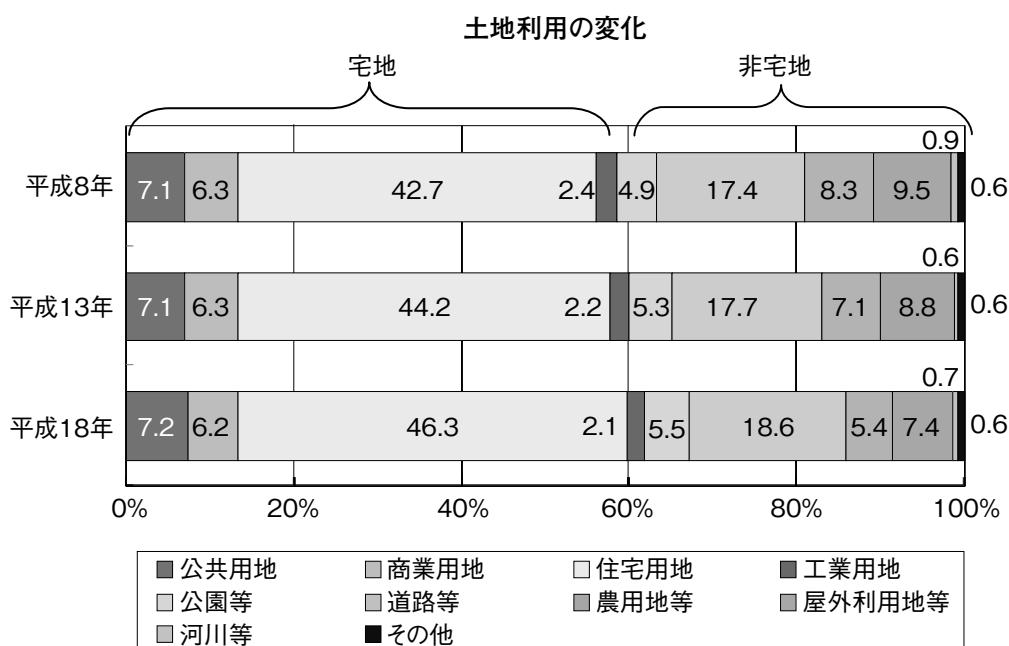


(2) 土地利用の状況

平成18年の土地利用現況調査では、宅地の比率は61.8%で、宅地のうち住宅用地の比率が全体の46.3%を占め最も高く、次いで公共用地が7.2%、商業用地が6.2%となっています。

非宅地の比率は38.2%で、そのうち道路等が18.6%、屋外利用地等が7.4%、公園等が5.5%、農用地等が5.4%でした。

平成8年、平成13年の調査と比較すると、住宅用地、道路等が増加している一方で、農用地等と屋外利用地等は減少しています。このことから、農用地等や屋外利用地等が住宅用地に変化していることがうかがえます。



(出典:練馬区の土地利用)

2 人口の動向

(1) 人口の現況

練馬区の人口は平成20年4月に70万人を超え、平成21年1月1日時点での人口（住民基本台帳による人口および外国人登録人口）は、702,922人であり、23区の中では世田谷区に次ぐ人口規模となっています。

年齢構成は、年少人口（0歳～14歳）が89,770人（12.8%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が480,173人（68.3%）、65歳～74歳の高齢者が72,860人（10.4%）、75歳以上の高齢者が60,119人（8.6%）となっています。

(2) 人口推計

平成16年1月から平成21年1月までの人口の推移の実績に基づいて、平成36年までの人口を推計したところ、推計期間を通じて人口は増加し続け、平成26年には72万人を、平成34年には74万人を超えますが、増加率は徐々に低下していき、平成36年には約74万4千

人となる結果になりました。今後の人口増加数は、平成36年までで約4万2千人と推計されます。

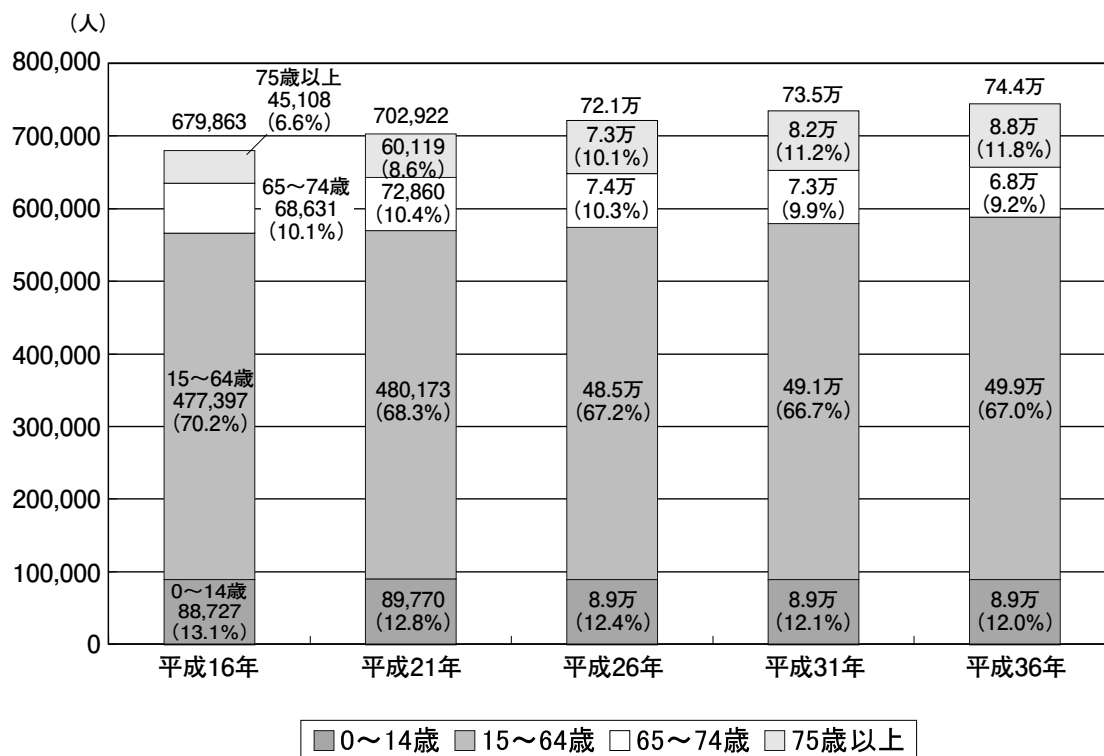
男性人口は約1万5千人増加し、平成36年には約36万2千人に、女性人口は約2万7千人増加し、平成36年には約38万2千人になります。

《年齢4区分別人口構成》

年少人口（0歳～14歳）は、推計期間を通じて9万人弱で推移し、割合は平成21年の12.8%からわずかずつ減少して、平成36年には12.0%となります。

生産年齢人口（15歳～64歳）は現在の約48万人から緩やかに増減した後、平成28年から少しずつ増加していき、平成36年には約49万9千人になります。割合は現在の約68%からわずかに減少し、67%前後で推移していきます。

高齢者人口（65歳以上）は増加していき、割合は平成25年中に20%に達すると推計されます。また、65歳～74歳の高齢者と75歳以上の高齢者に分けて見ると、前者は10%前後で推移したのち減少していきませんが、後者は増加傾向が続きます。



3 社会の動向

(1) 世界的経済不況

平成19年(2007年)、サブプライム・ローン問題に端を発し、平成20年(2008年)の大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻などにより、アメリカからはじまった金融不安は、100年に一度ともいわれる世界同時不況を招きました。

わが国でも、円高、株安、消費の落ち込みなどにより、企業収益は大幅に減少し、企業の倒産が相次ぎ、雇用情勢も急速に悪化しました。

このような経済状況に対し、国や地方自治体ではさまざまな緊急経済対策を実施しています。練馬区でも、平成20年度補正予算、21年度予算において、総事業費規模200億円を超える緊急経済対策に取り組んでいます。

景気の悪化により区の歳入は大幅な減収が見込まれ、景気が回復に向かうまで、ここ数年の間は非常に厳しい財政状況が予想されます。こうした中で、区政の多様な課題に対応しつつ、区民生活を守り、向上させていくために、限られた財源を効果的・効率的に優先度の高い事業に配分する「選択と集中」をより一層進め、持続可能な区政経営を行うことが求められています。

(2) 地球環境問題への対応

京都議定書^{※1}の平成17年2月の発効により、わが国は、温室効果ガス^{※2}の排出量を、平成20年から24年までの間で、基準年である平成2年と比べ6%削減することが義務付けられていますが、排出量は基準年を上回ったまま増加傾向にあります。また、限りある資源を有効に活用するためにも、循環型社会への転換の必要性が打ち出され、3R(廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル)の取組が求められています。

練馬区でも、温室効果ガスの排出量は増加傾向を示しており、住宅都市という性格から、特に民生部門(一般家庭・事業活動)における排出量が大きく増加しています。区では、地球温暖化問題に対する足元からの行動を広げるために、区民・事業者が日常生活や事業活動において進める省エネルギーなど環境配慮の取組に対する支援を行っています。また、区内のごみ排出量は減少傾向にありますが、平成20年10月から資源とごみの分別区分を変更するとともに、容器包装プラスチックの資源回収を開始するなど、回収品目の拡大と資源化を進めています。

今後区は、区民や事業者との連携を深め、温室効果ガスを削減する取組を進めることが急務となっています。また、各種リサイクル事業などへの区民・事業者の参加を一層促し、循環型社会づくりを推進することが求められています。

一方、都市におけるみどりは、うるおいのある生活環境の形成などに加え、ヒートアイ

▶用語解説

※1 京都議定書：平成9年12月に京都市で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」において議決した議定書。この中で、平成2年を基準年とした、温室効果ガス排出量の約束期間内の削減目標が国別に定められました。

※2 温室効果ガス：大気中において赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

ランド現象の緩和や温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収など、地球環境問題に対しても重要な役割を果たすものと期待されています。

練馬区の緑被率^{※3}は、平成13年度調査までは減少傾向にありましたが、平成18年度調査ではやや増加し、26.1%となりました。しかし、区内のみどりの約8割は民有地にあり、約2割は農地です。このため、相続などに伴い消失する可能性がきわめて高い状況にあります。また、区民一人当たりの公園面積も23区の中では低い水準にあることなどから、樹林地や農地の保全、学校や公共施設の緑化、公園の整備など、さまざまな取組を進めています。

今後、環境問題への対応を強化する観点からも、みどりの保全・創出をより一層積極的に進める分野横断的な取組が求められています。

（3）グローバル社会の進展

国境を越えた人、物、資金、情報の流通が進む「グローバル化」は、世界規模の企業再編、国際競争の激化に対応できる経営基盤の確立や、付加価値の高い技術革新・開発が求められるなど、経済面においてさまざまな変化をもたらしています。特に、IT技術の発達や高速インターネットインフラ^{※4}の急速な普及は、世界中のあらゆる情報を入手し発信することを可能とし、コンテンツ産業^{※5}は先端的な新産業分野として高い成長可能性を見込まれています。一方、アニメをはじめとした日本文化が海外で高い人気を保つなど、産業のグローバル化は社会・文化の面にも影響を与えています。

練馬区には、わが国最大のアニメ産業集積^{※6}があります。日本のアニメは国際的な評価が高く、コンテンツ産業の中でも将来有望な産業の一つであることから、区内のアニメ産業集積を活かして国際競争力をもつ産業へと育成し、地域経済全体の活性化を図ることが必要となっています。また、アニメをはじめ地域の文化を内外に発信していくことで、練馬区の魅力を一層高めることが期待されます。

（4）少子高齢化の進展

わが国では、戦後、年少人口（0歳～14歳）比率は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）比率は増加傾向にあり、平成9年には、年少人口比率と高齢者人口比率が逆転しました。平成20年には高齢化率（65歳以上の人口比）は22.1%になっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成18年12月）では、平成25年には高齢化率が25%を超え、4人に1人が高齢者となると見込まれています。また、生産年齢（15歳～64歳）人口は、平成8年をピークとして減少に転じ、今後も減少が続くものと予測されています。

※3 緑被率：樹木や草などのみどりに覆われた部分および農地の、その地域全体の面積に占める割合。平成18年度調査では、13年度調査と同じ抽出規模10m単位では22.2%で、13年度の20.9%より1.3ポイントの増加、抽出規模1m単位では26.1%でした。

※4 高速インターネットインフラ：常時接続でかつ大容量のデータを短時間で送受信することが可能なインターネット回線のこと。ADSL回線を利用したサービスの低価格化が進んだことに伴って、平成13年以降急速に普及しており、近年は光ファイバなどの超高速インターネットインフラの普及も進んでいます。

※5 コンテンツ産業：映画、音楽、放送、アニメ、ゲーム、出版、キャラクタービジネスなどの様々な情報産業の総称。

※6 アニメ産業集積：アニメの企画・制作にかかわる産業の集積。

一方、総人口に目を向けると、平成17年、わが国は出生数より死亡数が上回る人口減少を経験しました。平成18年には再び増加に転じたものの、長期的にみると人口は今後減少傾向となるものと見込まれています。

人口減少と高齢者人口の増大に対し、年金や医療、介護など社会保障制度の持続性を確保していくこと、子育ての不安感や負担感を軽減し、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりを進めることなどが求められています。また、生産年齢人口の減少に伴い、労働力人口は高齢化しながら減少していくと予想されることから、若年者、女性、高齢者などの就業の促進や、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら労働生産性を高める取組が必要となっています。

練馬区でも、高齢者人口は増加し、平成21年には高齢化率が19.0%に達しています。一方、年少人口は近年わずかに増加し、今後も9万人弱で推移すると見込んでいますが、人口の増加の中で比率は微減傾向にあります。

区では、高齢者の生活を支える体制づくりに向けて、介護保険施設の整備や高齢者相談センターおよび支所の設置、高齢者の社会参加や就労への支援などを行ってきました。また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦健診の公費負担の拡充や中学生までの子ども医療費の無料化、保育所や子ども家庭支援センターの整備などを進めてきました。

今後、高齢者人口の増加に対応した取組を一層進めるとともに、在宅子育て家庭への支援や仕事と育児の両立支援など、区民の多様なニーズに応じた子育て支援をさらに拡充していくことが求められています。

(5) 生活の安全安心への関心

マグニチュード7程度の地震が今後30年以内に南関東で発生する確率は70%程度^{※7}といわれており、切迫する首都直下型地震への関心が高まりつつあります。また近年、局地的豪雨による都市型水害が問題となっています。一方、振り込め詐欺などの犯罪の多発、食品偽装や毒物混入による健康被害、新型インフルエンザの国内での感染拡大など、生活の安全を脅かすさまざまな事件・事象が存在しています。

このような状況に対し、練馬区においても住宅等の耐震化・不燃化や河川等の改修の促進など、災害に強いまちづくりを推進するとともに、区民の安全安心を守るための危機管理体制の充実を図っています。

災害や犯罪をはじめ、さまざまな危機に対し、区民生活の安全を確保するためには、「自分の責任で行うべきことは自分自身が行う」「自分だけでは解決困難なことは地域で力を合わせて助け合う」「個人や地域、民間の力では解決できないことについては行政等が行う」という自助・共助・公助の考え方が基本となります。区は、区民自らが生活の安全対策に取り組むよう意識の向上等を図るとともに、町会・自治会をはじめ各種の地域団体などと連携しながら、警察・消防などの関係機関とともに地域社会の安全確保に取り組むことが必要となっています。

※7 70%程度：地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価より。

また、国民の命と健康を守る医療については、中核的病院の勤務医の不足等により、救急医療や小児救急医療、周産期医療など、地域に必須の医療機能の確保が困難な状況が全国的に生じています。

区は、地域医療を充実するために、平成3年に日本大学医学部附属練馬病院を、平成17年に順天堂大学医学部附属練馬病院を誘致してきました。しかし、現在も人口10万人当たりの一般・療養病床数は23区で最も少ない状況にあります。

このため、既存病院の増築・増床や新たな病院の整備等により医療環境を整えることが求められています。

(6) 福祉のまちづくり・地域福祉の推進

従来、高齢者や身体障害者を主な対象としてバリアフリー^{※8}施策が国や地方自治体において展開されてきましたが、近年、さらに対象範囲を拡大し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に立った施策への転換が図られています。また、少子高齢化、核家族化等の進行により、地域の相互扶助機能が低下しつつある状況に対し、地域における新たな支えあいをつくる地域福祉の推進が重視されています。

練馬区においても、すべての区民が地域の一員としていきいきと快適に生活し、自由な行動と社会参加ができる福祉のまちの実現をめざして、ハード・ソフトの両面から取組を進めています。また、さまざまな生活課題に対して地域社会全体で相互支援を行う地域福祉を推進する体制づくりにも取り組んでいます。

練馬区では、ひとりぐらしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者等、支援の必要な高齢者が増加しています。また、障害者数も増加傾向にあります。

このような状況に対し、だれもが安心して生活できる地域社会づくりへ向けて年齢、性別、言語、個人の能力等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいまちづくりを着実に進めていく必要があります。また、区民の多様な地域福祉活動への支援の充実が求められています。

(7) 成熟型社会への移行

物質的な豊かさに加え、精神的な面での豊かさが重視されるようになり、社会が成熟段階を迎えた今日のわが国では、生きがいのある人生と自己実現への希求が高まっています。また、各個人が、社会の変化に応じて知識を習得し技能等を更新しながら、それぞれのもつ資質や能力を生涯にわたり向上させることができる環境づくりが求められています。さらに、学んだことを職場や地域等に還元することも社会の要請となっています。

練馬区では、公民館や図書館、美術館、練馬文化センターなどの文化・生涯学習施設や各種スポーツ施設が多く、多くの区民に利用され、多様な生涯学習活動が活発に行われています。

区民の文化・生涯学習・スポーツ活動に対する関心やニーズは今後も高まるものと考えられ、生涯にわたって学び、活動することができる社会の実現のための多様な場や機会の充実が一層求められています。また、学習成果を適切に活かし、地域社会全体の課題解決と向上に貢献するための仕組みづくりも必要です。

※8 バリアフリー：障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

(8) 「新しい公共」と地域コミュニティの活性化

人々の社会への参加意識が高まり、住民が自ら地域の問題の解決に取り組んでいく活動が活発になっています。このような意識の変化を背景に、個人や町会・自治会、NPO^{※9}・ボランティア団体、企業などが、行政との協働のもとに、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく「新しい公共」と呼ばれる取組が進められています。こうした活動を活性化するためには、その基盤となる地域コミュニティに活力があることが重要です。

練馬区では、人口が増加する中で、町会・自治会の加入世帯割合は近年では40%台前半で推移しているため、活動費の補助や加入促進パンフレットの作成など、町会・自治会への支援を充実しています。一方、さまざまな分野で公益的な活動に取り組むNPOは増加しており、練馬区NPO活動支援センターの運営等を通じて支援を行っています。また、平成20年度には、地域活動の場として大きな役割を果たしている地域集会施設を一層利用しやすくするため、地区区民館・地域集会所・区民館について名称や機能等を見直し、21年度から区民館を地域集会所と名称変更したほか、これらの施設の利用方法、利用料金の見直しなどを行ったところです。

今後は、地域における人と人とのつながりをつくり、地域コミュニティの活動がさらに活性化するように、地域の実情に即した支援を拡充していくことが求められています。また、区民や地域で活動している団体等と区との協働のあり方を明確にし、多様な主体と区が役割分担しながら、効率的・効果的に公共サービスを提供できるようにするための仕組みを構築することが必要となっています。

(9) 地方分権改革の進展

国と地方との関係、都道府県と市町村との関係を「対等・協力」の関係にすることをめざした第一期地方分権改革から、地方の税財政に焦点を当てた三位一体の改革などを経て、現在、一層の地方分権改革をめざす第二期地方分権改革が進められています。また、国と都道府県のあり方を抜本的に見直すこととなる「道州制」の議論も本格化しています。

地方自治体の権限拡大が進む一方で、責任も増し、地方自治体には「自己決定・自己責任」の原則に基づき、自立的な財政力と政策形成能力を高め、自治体としての魅力を高めていくことが求められています。

また、練馬区を含む特別区は、平成12年の特別区制度改革により、都の内部的団体から他の市町村と同じ基礎的自治体として位置付けられ、清掃事業をはじめとした区民生活に身近な事業も都から区に移管され、区民ニーズに応じたきめ細かな対応が可能となりました。現在、さらなる都区制度改革の推進に向けて、都と区の間で検討が続いています。

練馬区においても、基礎的自治体としての役割にふさわしい権限と、それに見合った財源が確保されるよう、引き続き都区制度改革について東京都や他の特別区と協議しながら取り組んでいく必要があります。さらに、区民に最も身近な「地方政府」としての責務を果たしていくことが求められています。

※9 NPO:Non-profit Organization の略称で、社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合は、一般に特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」を指します。

第3章 計画を実現する仕組み

1 「区政経営の基本姿勢」に基づく計画の推進

新基本構想素案では、「練馬区のめざす10年後の姿」を実現するための、区政全般にわたる三つの原則的な考え方を、「区政経営の基本姿勢」として明示しています。

区政経営の基本姿勢

1 区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり

区は、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティを重視します。区民は、地域に暮らす人とふれあい、地域の活動に参加するなどして、互いに信頼感をもってつながることによって、支えあい、心豊かに暮らすことができます。こうした地域コミュニティをはぐくむのは、一人ひとりの区民です。区は、区民の自発性・主体性を尊重しながら、地域コミュニティづくりを支援していきます。

2 区民と区との協働のまちづくり

区は、区民の区政への参画を一層促します。区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれ持ち味を十分に発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めます。

3 持続可能な区政経営の実現

区は、区民福祉の向上をめざし、さまざまな地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供します。そして、その成果を検証して公表し、区民との情報の共有を図ります。このような仕組みを構築することで、区政を取り巻く情勢の変動に柔軟かつ確に対応するとともに、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を実現します。

(新基本構想素案「第2章 区政経営の基本姿勢」から抜粋)

長期計画においても、この三つの基本姿勢を、すべての政策・施策・事業の展開において貫く考え方とし、新基本構想の実現に取り組んでいきます。

2 計画と行政評価との連動

区は、限りある行政資源（財源、人）を一層有効かつ適正に活用するために、施策や事務事業を評価し、改革・改善につなげていく仕組みとして、平成14年から行政評価を実施しています。

行政評価は、従来の「予算をいくら使ってどれだけ事務事業量をこなしたか」（執行重視）の視点に加え、「事務事業の実施によって区民の生活がどう変わり向上したのか」（成果重視）を評価・説明するものです。例えば「道路整備」という事業は「いくら費用をかけて、どれだけ道路をつくったか」（執行重視）を評価することに加えて、「どのように仕事をして、どれだけ渋滞を解消したか」（成果重視）を評価し、評価の結果を説明するものです。

この長期計画（平成22年度～26年度）でも、行政評価との連動により、「計画・目標＝施策・事業の立案と指標・目標値の設定」（PLAN）⇒「実施＝予算編成・事業執行」（DO）⇒「成果の点検・評価」（CHECK）⇒「改革・改善」（ACTION）という一連のサイクルにより計画の目標の実現に向けた取組を推進します。

このため、「ねりま未来プロジェクト」や各施策において、達成度を測る具体的な成果指標（モノサシ）と目標を設定します。目標の達成状況については、行政評価において毎年行う事務事業評価、隔年で行う施策評価と連動して把握し、公表していきます。

また、施策評価の結果については、公募区民や学識経験者等による行政評価委員会において第三者評価を行い、その提言に基づき行政評価制度の改善を行いながら計画目標の達成に取り組んでいきます。

行政評価のイメージ

